

2016年マスコミ関係判例回顧

実名報道、取材手法問われる

——企業の信用めぐり賠償が高額化

京都大学 大学院法学研究科教授 曾我部 真 裕

本稿では、2016年月1月から12月までのメディア・報道に関連した裁判例を概観し、司法判断の傾向や報道機関への影響について検討する。今年も名誉毀損事件が論述の中心となるが、後半ではそれ以外の点が争点となった裁判例にも触れる（以下、断りのない日付は16年を指す。人物の肩書は訴訟対象記事の掲載当時）。

名誉毀損に対する高額な損害賠償

名誉毀損に対する救済措置、報道機関の側から見れば法的責任の内容としては、損害賠償が原則である（民法709条）。名誉毀損の場合の損害賠償は、通常は、個人の場合には精神的な苦痛に対する慰謝料、法人の場合には信用の低下など非財産的な損害が中心である。

損害賠償額について注目すべき判断をしたのが、東京地裁の12月16日判決である。同判決は、週刊文春が「中国猛毒米」偽装イオンの大罪を暴く、「イオンは本誌にズサン検査を認めた」「農家に『キロ200円』買い叩き」などの見出しの広告を出し、本誌でそれに対応する内容の記事を掲載したことについて、約24

92万円の損害賠償を命じた。

報道による名誉毀損の場合の損害賠償額は、高くても300万円程度が一般的であるから、本件では極めて高額であったと注目される。更に注目されるのはその内容であり、2点を指摘しておきたい。1点は、総額の半分以上である約1666万円については、イオンが報道を受けて各紙に掲載した社告及び意見広告の掲載費用であり、こうした費用と名誉毀損との相当因果関係が認められたということである。自力での名誉回復措置をとった場合についても一定の範囲で賠償を求めることができるということであれば、報道機関による大企業批判への影響がありそうである。

第二は、非財産的損害に限っても600万円の賠償が命じられたことである。これまで例がないわけではないが、この金額自体もかなり高額であり、同様に大企業批判への影響が生じうる。本件ほどではないが、事業活動に関わる名誉毀損事件では、非財産的損害に対する賠償額が高くなる場合がある。

例えば、東京地裁の6月30日判決は、経営コンサルティングについて、文部副大臣である国会議員の後ろ盾があるなどし



そがべ・まさひろ=1974年生まれ。専門は憲法・情報法。京大准教授、パリ政治学院客員教授などを経て、2013年から現職。著書に『反論権と表現の自由』、また『憲法学のゆくえ』(共著)などがある。

て、ロシア投資の名目で詐欺を働いているとの週刊新潮の記事について、600万円の支払いを命じた。この記事の主眼は上記の文部副大臣に対する批判であり、原告のコンサルタントは記事では脇役であったが、このような高額賠償が認められたわけである。ただし、控訴審(東京高裁12月14日判決)は判決の理由をほぼ維持しつつも、賠償額を200万円に減額した。

さらに、プロ野球読売巨人軍の新人選手の契約金をめぐり、6選手が最高標準額を大きく超える契約をしていた等の朝日新聞の記事について、東京高裁は6月8日、請求を棄却していた地裁判決(15年9月28日)を覆した。契約に関する事実摘示やそれに関する論評には問題がないとされたが、本件が他球団の過去の事例と同様に日本野球機構(NPB)によ

る嚴重注意処分相当するとの事実摘示及び論評は名誉毀損であるとし、330万円の損害賠償を命じ、最高裁でもこの判断が確定した(11月24日決定)。本件も、違法性が認められたのは記事の一部であったが相対的に高額な賠償命令であったと言える。なお、本件については、巨人軍は訴訟提起前に、朝日新聞の社内第三者機関(報道と人権委員会)に申し立てを行い、記事に問題はないとの見解が出されていた。上記判決の確定を受け、巨人軍は委員会の判断の是正を申し立てるなどの対応を行っており、社内第三者機関をめぐる議論に一石が投じられた(同委は17年1月11日、再審理しない旨を通知)。

事件報道と名誉毀損

事件報道については、実名報道の可否が重要争点として争われ、注目を集めていた事件が結末を迎えたことがまず注目される。すなわち、原告が偽造有印私文書行使罪の罪名で逮捕されたことを実名で報じた3紙の記事が名誉毀損等にあらるとして提起された訴訟で、東京地裁は15年9月30日、朝日新聞と中日新聞につ

いては、重要部分について真実性の証明があったとして請求を棄却した。これに対して毎日新聞は警察発表とは異なる罪名を報じており、確認が不十分であったとして55万円の支払いを命じた(昨年の本欄で紹介済み)。東京高裁は3月9日、同様の判断を示したが、慰謝料額は110万円に増額した。最高裁は上告を棄却し(9月13日決定)、この判断が確定した。

地裁判決・高裁判決を通じて、報道界がかねて主張してきた実名報道の意義が概ね認められたものと言えるが、他方で、「犯罪報道については、被疑者の名誉の保護の観点を重視すれば、被疑者を特定しない形で報道されることが望ましい」とも述べており、報道界の主張の正当性を積極的に認めたとも言い切れない。実名報道原則については引き続き議論を深めることが求められる。

次に、里子を死亡させたとして逮捕された声優が、逮捕の際に証拠隠滅を図った旨のフジテレビのインターネットニュースが名誉毀損であると主張された事件において、東京高裁は2月4日、控訴を棄却して一審(東京地裁15年3月30日判決)の判断を維持した。一審では証拠隠

滅を図ったという事実を、警察が逮捕状を請求する際の書類の記載から情報を得、それを警視庁幹部に「当てて」否定されなかったことを理由に報道に踏み切ったのであるが、それ以上の裏付け取材がなく誤信相当性がないとされた。高裁判決も同様であった。捜査幹部とのあうんの呼吸によって取材を進める手法のあり方を問うものと言えよう。

いわゆるPC遠隔操作事件において、刑事裁判が迷走したことは主任弁護士(原告)と鑑定人とのコミュニケーション不足に原因があり、また、この点について原告にも責任の一端があるという江川紹子氏執筆の週刊文春記事の名誉毀損責任が争われた事案において、東京地裁は8月30日、記事には真実性又は誤信相当性があり、公正な論評だとして請求を棄却した。本件については、原告ら弁護士と鑑定人との関係悪化の原因に関する記述等については、原告の取材をしておらず真実性がないとされた一方で、誤信相当性は認められた。

他方、記事のタイトルやリード文については江川氏ではなく編集部が決定することとなっているものの、その過程で意見を述べていたことをもってタイトルや

リード文についても江川氏が責任(共同不法行為責任)を負いうるものとしている。本件では上記のとおり、結論として責任は否定されているが、留意が必要な判断だろう。

政治家と名誉毀損

今年も政治家が名誉毀損等を理由に主に雑誌に対して訴訟を提起する事例は多く見られた。

まず、昨年の本欄で掲載のとおり、東京地裁が謝罪広告をホームページのトップページに1年間掲載するよう命じるなどして報道界に波紋を呼んだ、参院選立候補予定者の田島美和氏が暴力団組長の愛人であった等とする週刊文春の記事に関する訴訟について、東京高裁は、4月28日、真実性又は誤信相当性を認めて責任を否定し、一審の判断を覆した(最高裁も11月9日、上告を棄却)。高裁判決は、誤信相当性を認めた理由として、原告の田島氏が、電話取材にすら応じることなく、書面でごく簡単に回答するにとどまり積極的な弁明を行わなかったこと、しかも、一部の点について明らかに虚偽の回答をしたことを挙げている。

これも昨年の本欄掲載の事案であるが、筒井信隆農水副大臣が中国の諜報員に機密情報を漏えいした旨の読売新聞記事について、真実性・誤信相当性を否定して330万円の損害賠償請求を認めた東京地裁判決(15年6月15日判決)に対する控訴を、東京高裁は棄却した(1月26日判決)。

「安倍とシンパ議員が紡ぐ極右在特会との蜜月」と題する記事で、稲田朋美自民党政調会長の資金管理団体が在特会の関係者から寄付を受けたことを示し、「在特会との近い距離が際立つ」などとしたサンデー毎日に対して名誉毀損訴訟が提起された。大阪地裁は3月11日、請求を棄却し、大阪高裁も10月12日、控訴を棄却した。問題とされた箇所は、そもそも名誉を毀損するものではないか、名誉毀損に該当するとしても重要部分が真実あるいは正当な論評であるとされた。

大阪府知事及び大阪市長であった橋下徹氏が原告となった名誉毀損等訴訟が複数あった。まず、『新潮45』が原告に関する特集記事として掲載した2件の記事に対してそれぞれ訴訟が提起された。

1件目は精神科医が執筆した「大阪府知事は『病氣』である」と題する記事に

において、原告が精神疾患であるなどとしたものであるが、大阪地裁（15年9月29日判決）が誤信相当性を否定したのに対し、大阪高裁は4月21日、誤信相当性を認め、名誉毀損責任を否定した。地裁判決は原告の高校時代のエピソードに関して誤信相当性を否定したが、控訴審段階で被告側が追加的に立証を行ったものか、高裁判決ではこの点について誤信相当性が認められた。

新潮45の特集記事に関する2件目は、「特集『最も危険な政治家』橋下徹研究 孤独なポピュリストの原点」と題する記事に関するものであり、その中で原告の父親及び叔父が暴力団員であったことなどの記述が、原告の名誉およびプライバシーを侵害すると主張されたが、大阪地裁は3月30日、請求を棄却した。判決は、家族の一員であった者が暴力団組員であったという事実は、当該家族の他の構成員の社会的評価をも低下させるとして名誉毀損の成立範囲を広く認めつつ、政治家の人格形成に影響を及ぼし得る事実には誤信相当性が認められるとした。プライバシー侵害についても比較衡量の上、公共性が優越すると判断した。大阪高裁

も地裁判決を踏襲した（10月27日判決）。政治家に対する批判を広く認めたものとして評価できる。

他方、同じく橋下氏の出自や家族・親族関係に関する週刊新潮の記事について大阪地裁は15年10月5日、名誉およびプライバシーの侵害であるとして275万円の支払いを命じていたが、大阪高裁も11月16日、これを踏襲して控訴を棄却した。原告の父が暴力団組員であったという事実摘示については、先の事件での判断と異なり、真实性・誤信相当性がないとされた。

なお、これらの訴訟を通じて橋下氏は、他の主張とともに公益目的がないことを強調していたが、この主張はほとんど認められていない。この点に関して、前段落で言及した大阪高裁判決が「名誉毀損に関する民事訴訟において、裁判所が、表現方法が扇情的であるとか侮辱的であるということから、公共の利害に関する言論の公益目的性を否定する旨の判断を行うことは、言論の自由を必要以上に制限することにつながるおそれがあるから、その判断には慎重を要する」「したがって、公務員又は公選候補者について、公共の利害に関する事実の摘示がされた

場合、原則として、当該摘示は専ら公益を図ることを目的としているものと認めるのが相当である」と述べている。

橋下氏に関する記事としては、さらに、風俗店の組合から風俗サービスの接待を受けているなどとする週刊文春の記事について、公共性および公益目的性はあるが、真实性・誤信相当性がないとされ、220万円の支払いが命じられている（大阪地裁4月8日判決、大阪高裁10月27日判決）。

企業と名誉毀損

ここでは、すでに「名誉毀損に対する高額な損害賠償」のところでは言及した裁判例以外のものについて簡単に紹介する。パチンコ機器製造販売会社が計画したフィリピンでのカジノ事業計画において、米国法に反する可能性の高い接待を行ったり不透明な巨額送金を行ったりした旨の朝日新聞の記事については、昨年の本欄の通り、東京地裁が15年12月21日の判決で、誤信相当性を認めず330万円の損害賠償等を命じた。これに対して、東京高裁は、名誉毀損の成立範囲を大幅に限定し、賠償額も33万円にとどめた（6

月1日判決)。判断が異なった理由としては、摘示事実の解釈が変更されたことがある。一例を挙げると、地裁判決が、フィリピン当局の関係者への接待が米国法に「違反する可能性が高い」との事実摘示があったとしていたところ、高裁判決は「違反する可能性が高いとの疑いが指摘されている」との摘示があったと理解した上で、真实性を認めている。

オリンピック社の粉飾決算をほう助した者の有罪判決を報道した日本経済新聞の記事が名誉毀損であると主張された事案において、東京地裁は7月20日、記事中で紹介された具体的なほう助行為の内容が有罪判決で認定されたものと異なっていたことについて名誉毀損責任を認め、東京高裁も12月7日、この判断を維持した(33万円の支払いを命令)。日経側は具体的な行為の内容は真实性の証明の対象となる「重要な事実」に該当しないと主張したが、高裁は「刑事事件において有罪判決を受けた者についての報道においては、被告人が有罪判決を受けたことその他、有罪判決の内容として認定された具体的な犯罪事実についても正確な報道がされるべきである」としてこうした主張を否定した。

取材の自由

取材の自由について注意を引く裁判例がいくつか見られた。東京地裁9月26日判決は、オウム真理教元幹部幹部から教祖の三女に宛てた手紙を別件民事訴訟記録の閲覧の際に発見し、それに基づいて掲載した読売新聞の記事について、名誉やプライバシーの侵害の責任を否定したが、訴訟記録閲覧権の濫用であるとの主張について次のように判断したのが注目される。「訴訟記録の閲覧については、公開の法廷における裁判を受ける権利(憲法32条、82条2項)の保障に資するものとして……閲覧をすることができることが訴訟法上の権利として認められている(民訴法91条1項)。したがって、所定の手続によって閲覧することは、権利の濫用となることを根拠付ける十分な理由がある場合を除き、違法となることはない」。

有名映画監督が詐欺により映画への出資をさせたなどとする週刊新潮の記事について、週刊新潮だけではなく、詐欺の被害者だとして同誌に情報提供をした出資者の名誉毀損責任が問われた事案につ

き、東京地裁は12月9日、自己のコメントを事前に確認した上、これがそのままの形で予定どおり本件記事に掲載されることに同意していたとして、情報提供と名誉毀損との間に相当因果関係があると見て取材源の責任を認めた。

特定秘密保護法について、フリー記者らが原告となつてその無効確認や国家賠償を求める訴えについて、東京高裁は4月26日、原告らの取材活動が実際に妨げられていないとして、訴えを却下・棄却した。一審・東京地裁15年11月18日と同様の判断である。同法の違憲性を争うこととの訴訟手続き上の難しさを示した事例である。

記事や番組のあり方を問う集団訴訟

歴史問題に関連して記事や番組のあり方を問う趣旨で集団訴訟が提起される事案が散見される。法的に見れば、名誉毀損をはじめとする個人の権利侵害に該当しない限り、報道機関の責任は認められないことは言うまでもないが、社会的な反響を通じて報道のあり方に影響を及ぼす可能性がないとはいえない。

NHKスペシャル「シリーズJAPPA

Nデビュー第1回アジアの「一等国」に関する訴訟は、09年から争われてきたが、1月21日、ようやく最高裁の判断が示された。もともと、一般視聴者や台湾パイワン族の子孫等が原告となって集団訴訟の体裁を示していたのは控訴審までであり、最高裁判決の対象になったのは番組で紹介された人物の娘の請求に限られた。最高裁は、一般視聴者の観点からは、「人間動物園」という表現を含む本件番組によって社会的評価が低下するとはいえないとして、名誉毀損の成立を否定した。妥当な判断だと思われる。

従軍慰安婦を巡る朝日新聞の一連の記事が日本国民の名誉や信用を毀損したとして、約2万5千人が原告となって1人あたり1万円の損害賠償と謝罪広告とを求める訴訟について、東京地裁は7月28日、請求を棄却した。原告らは集団を構成する個々人の人格的尊厳と密接に結びつき、その中核を形成しているアイデンティティーに関わる事実が虚偽の報道によって不当におとしめられたり、誤った風評となって個々人の生活に具体的な損害を生じさせたりしたような場合には不法行為責任を免責する理由はないと主張したが、裁判所はこうした主張には飛躍

があるとして受け入れなかった。今後もこうした主張が裁判所に受け入れられる可能性はないだろうが、他方で、このような訴訟が提起されるケースは今後もあるだろう。

ワンセグ携帯と放送受信料

据え置き型のテレビ受信機をもたない世帯で、いわゆるワンセグ機能付き携帯電話を保有することが、受信契約締結義務の前提となる受信設備の「設置」に当たるとかが争われ、8月26日、さいたま地裁はこれを否定した。受信料は租税に準じるものであるから、租税法定主義（憲法84条、財政法3条）の趣旨から規定の明確性が要求されるというのがその理由である。実質的にも、ワンセグ携帯のみの保有世帯から受信料を徴収することには議論の余地があるかもしれない。

検索結果の削除請求

検索サービス事業者に対して検索結果の削除を請求する事案は、仮処分決定を中心に相当数に上っていると言われるが、ここでは判決を1件紹介するにとど

める。グーグルで原告の氏名および居住市町村名を打ち込んで検索すると、10年以上前に振り込め詐欺容疑で逮捕された旨の記述を含むスニペットが表示されるため、これらの検索結果の削除請求がなされた事案について、東京地裁は10月28日、請求を棄却した。この種の事件については判断の枠組み自体が争われているが、この判決は、比較衡量を行い、原告側の不利益が受忍限度を超える場合に削除請求を認めるべきであった。その際、検索サービス事業者の利益のみならず、ウェブページ作成者の表現の自由や国民の知る権利をも考慮すべきだとされたのが注目される。

（後記）本欄の対象範囲外ではあるが、17年に入ってから、注目すべき判断が現れた。新書『日本会議の研究』で言及された元日本会議関係者が名誉毀損に基づいて差し止めを求めた仮処分申し立てについて、東京地裁は17年1月6日、同書のうち1行程度の部分を削除・抹消しない限り同書の販売等を禁止する旨の決定を行った。事前差し止めに関する北方ジャーナル事件判決（最高裁1986年6月11日）の基準を基礎としつつ、本人がもはや日本会議関係者ではなく公人でもないことを理由に同基準を緩和したもので、論議を呼びそうである。